

令和8年 第3回

いなべ市議会 定例会 議案

令和8年第3回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
諮問 第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
諮問 第3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案 第47号	いなべ市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第48号	いなべ市部設置条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第49号	いなべ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第50号	いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第51号	いなべ市オレンジ工房あげき条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第52号	いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びいなべ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第53号	工事請負契約の締結について（産業振興支援施設設計等及び新築工事）	
議案 第54号	いなべ市道路線の廃止について	

令和 8 年第 3 回定例会提出議案

議案番号	件 名	議決要領
議 案 第 5 5 号	令和 8 年度いなべ市一般会計補正予算（第 5 号）	
議 案 第 5 6 号	令和 8 年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	
議 案 第 5 7 号	令和 8 年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	
議 案 第 5 8 号	令和 8 年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	
認 定 第 1 号	令和 7 年度いなべ市一般会計歳入歳出決算認定について	
認 定 第 2 号	令和 7 年度いなべ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認 定 第 3 号	令和 7 年度いなべ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認 定 第 4 号	令和 7 年度いなべ市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認 定 第 5 号	令和 7 年度いなべ市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	
認 定 第 6 号	令和 7 年度いなべ市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	

令和 8 年第 3 回定例会提出議案

議案番号	件 名	議決要領
	以下余白	

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和8年9月1日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住所

氏 名 小森 久人

生年月日

任 期 令和9年1月1日から令和11年12月31日まで

提案理由

人権擁護委員10人のうち、小森久人委員が令和8年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦しようとするもので、人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

諮問第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和8年9月1日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住所

氏 名 一木 尚子

生年月日

任 期 令和9年1月1日から令和11年12月31日まで

提案理由

人権擁護委員10人のうち、一木尚子委員が令和8年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦しようとするもので、人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 4 7 号

いなべ市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

いなべ市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 8 6 号）が公布され、代表者等の住所を原則非表示とする等の改正が行われたことに伴い、市条例で引用する条項を改めるため、いなべ市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正
する条例

いなべ市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成15年いなべ市条例第
11号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第12条中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 48 号

いなべ市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市部設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

健康こども部が所管する保健衛生に関する事務及び健康推進に関する事務を令和 9 年 4 月から福祉部に移管し、福祉部を健康福祉部に健康こども部をこども未来部に名称変更するため、いなべ市部設置条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市部設置条例の一部を改正する条例
いなべ市部設置条例（平成 15 年いなべ市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。
健康こども部」 こども未来部」

第 2 条福祉部の項及び健康こども部の項を次のように改める。

健康福祉部

- (1) 地域福祉に関すること。
- (2) 生活保護に関すること。
- (3) 高齢者福祉に関すること。
- (4) 障害者福祉に関すること。
- (5) 介護保険に関すること。
- (6) 人権啓発に関すること。
- (7) 保健衛生に関すること。
- (8) 健康推進に関すること。

こども未来部

- (1) 児童福祉に関すること。
- (2) 子育て支援に関すること。
- (3) 母子保健に関すること。
- (4) 発達支援に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（いなべ市議会委員会条例の一部改正）

- 2 いなべ市議会委員会条例（平成 15 年いなべ市条例第 143 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号エ中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同号オ中「健康こども部」を「こども未来部」に改める。

議案第 49 号

いなべ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

いなべ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定しようとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

令和 7 年の人事院勧告等に基づき、国家公務員及び三重県職員の給与
等が改定されたことに伴い、これに準じて通勤手当に関する規定を整備
するため、いなべ市職員の給与に関する条例の一部を改正するについて
は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規
定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市職員の給与に関する条例（平成 15 年いなべ市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 6 項中「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 50 号

いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定しようとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 43 号）の公布に伴い、市条例で引用する条項が繰り下げられたため、いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成15年いなべ市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第6条の2第5項」を「第6条の2第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 1 号

いなべ市オレンジ工房あげき条例の一部を改正する条例の
制定について

いなべ市オレンジ工房あげき条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定しようとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

いなべ市オレンジ工房あげきで行う事業の利用者の定員を変更すること及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 0 4 号）が施行されたことに伴い、市条例で引用する条項が繰り下げられたため、いなべ市オレンジ工房あげき条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市オレンジ工房あげき条例の一部を改正する条例

いなべ市オレンジ工房あげき条例（平成28年いなべ市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「30人」を「36人」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「第5条第13項」を「第5条第14項」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 5 2 号

いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びいなべ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びいなべ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）が公布されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）が改正され、児童対象性暴力等の防止及び適切な保護のための児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置の実施を義務付ける規定が新設されたため、いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びいなべ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
いなべ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

(いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年いなべ市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(いなべ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 いなべ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年いなべ市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の施行の日（令和8年12月25日）から施行する。

議案第 5 3 号

工事請負契約の締結について (産業振興支援施設設計等及び新築工事)

次のとおり、産業振興支援施設設計等及び新築工事の請負契約を締結しようとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

- 1 契約の目的
産業振興支援施設設計等及び新築工事
- 2 工事の場所
いなべ市北勢町阿下喜 2 6 2 4 番地 2
- 3 契約の方法
随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 4 契約金額
8 2 1, 1 0 0, 0 0 0 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 74, 645, 453 円）
- 5 契約の相手方
三重県四日市市相生町 1 番 1 号
大宗建設・日新設計特定建設工事共同企業体
代表者 大宗建設株式会社
代表取締役 佐野 行廣

提案理由

地域未来交付金（地域未来推進型）を活用して産業振興支援施設を設計等及び建設しようとするもので、予定価格１億５，０００万円以上の工事の請負契約については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及びこれに基づくいなべ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１５年いなべ市条例第４５号）第２条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 54 号

いなべ市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、いなべ市道路を次のとおり廃止しようとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

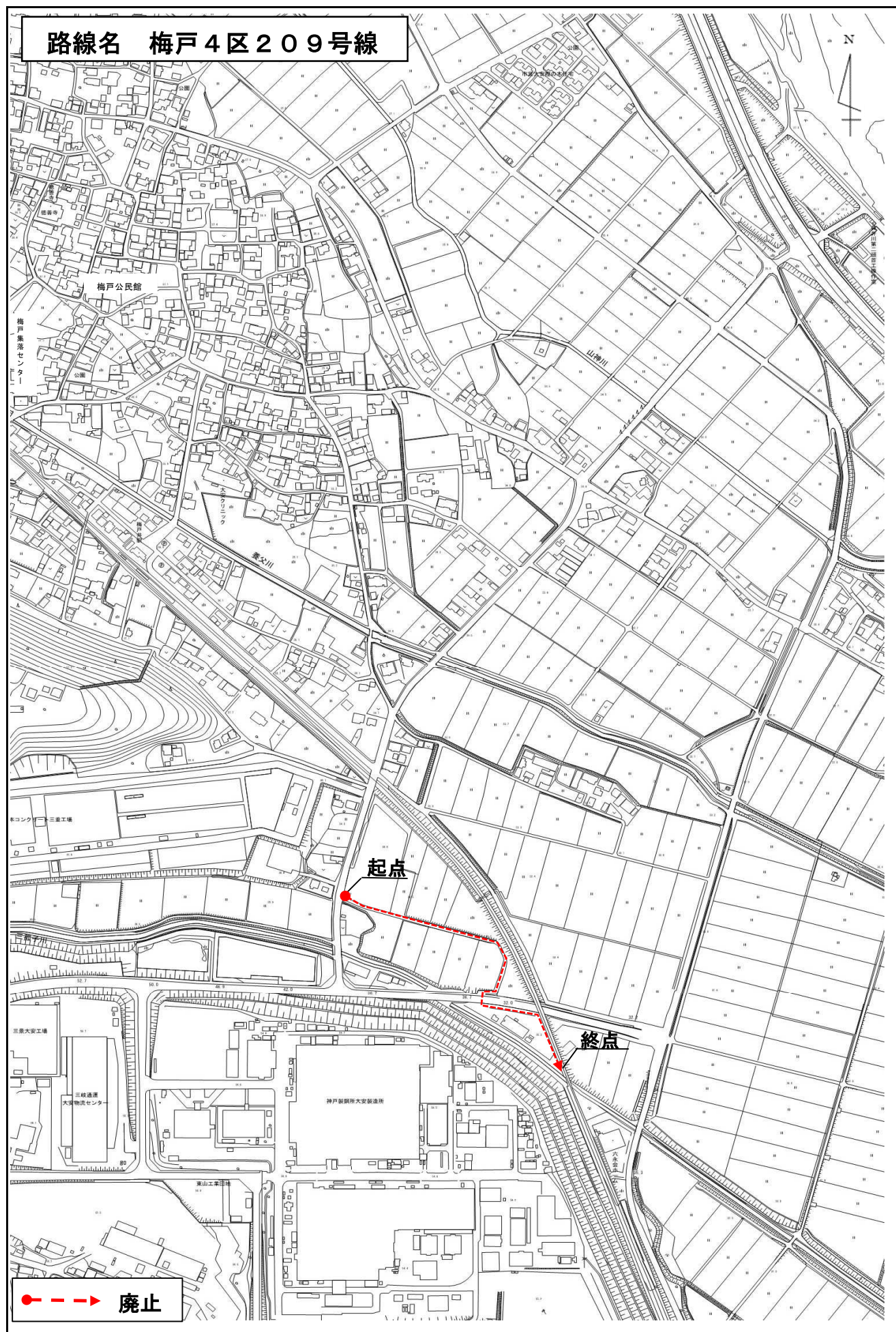
一般交通の用に供する必要がなくなった道路を廃止するについては、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

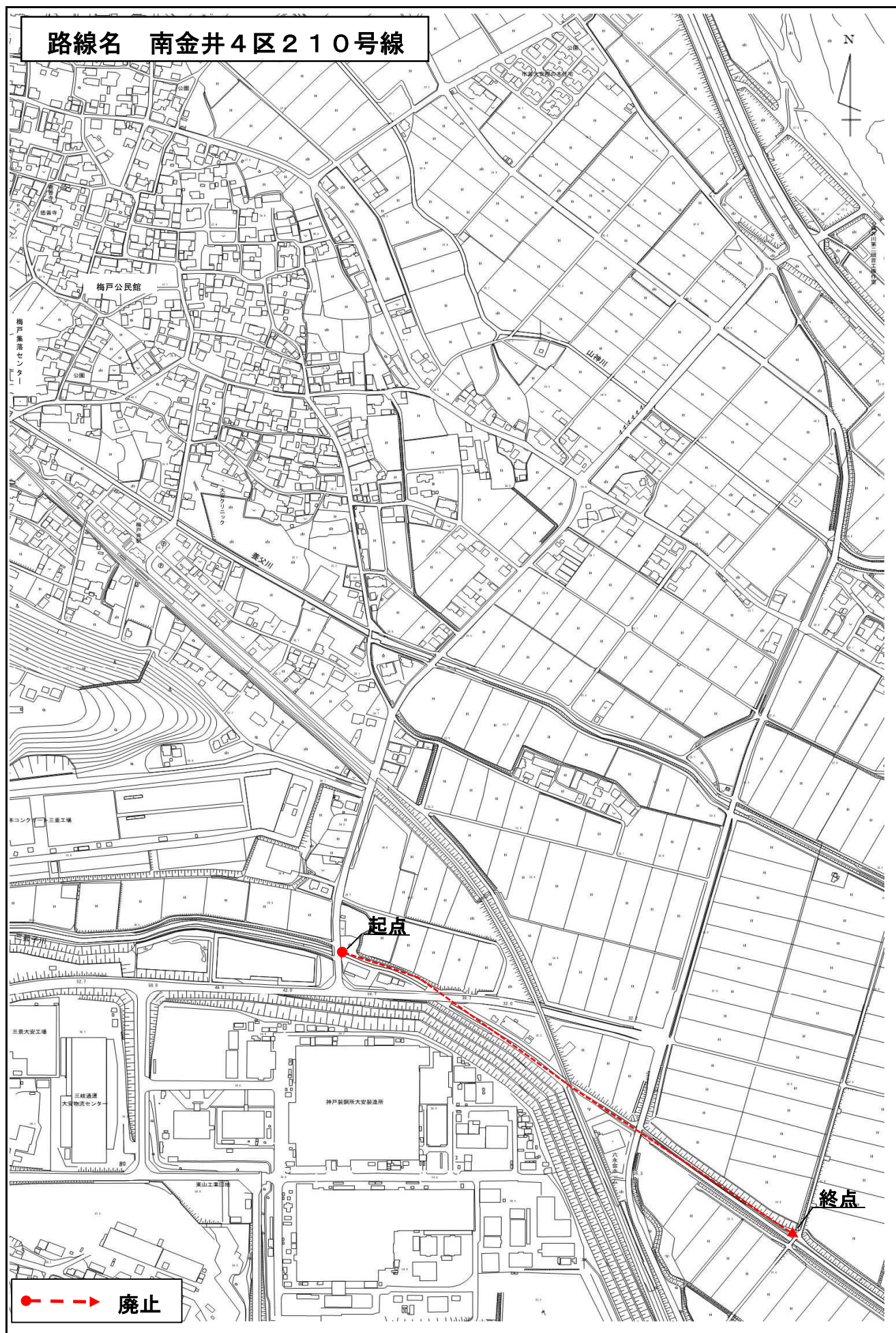
廃止しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
梅戸４区２０９号線	大安町梅戸地内	大安町梅戸地内	
南金井４区２１０号線	大安町南金井地内	大安町南金井地内	
藤原工業団地４号線	藤原町藤ヶ丘地内	藤原町藤ヶ丘地内	

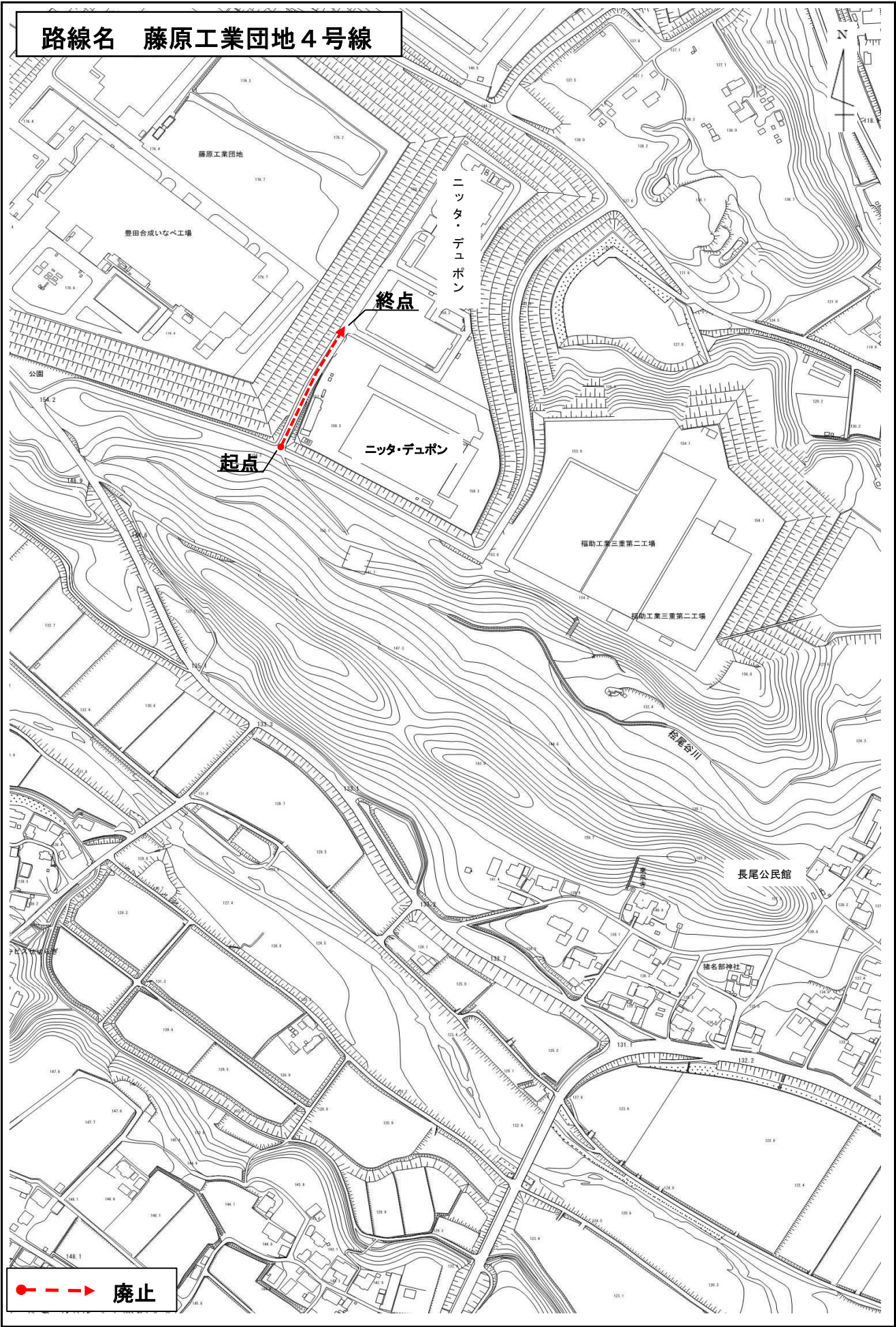
位置図



位置図



位置図



議案第 55 号

令和 8 年度いなべ市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 8 年度いなべ市一般会計補正予算（第 5 号）を別案のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 56 号

令和 8 年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を別案のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 57 号

令和 8 年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別案のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 58 号

令和 8 年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別案の
とおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

認定第 1 号

令和 7 年度いなべ市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度いなべ市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書については別冊

認定第 2 号

令和 7 年度いなべ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度いなべ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書については別冊

認定第 3 号

令和 7 年度いなべ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度いなべ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書については別冊

認定第4号

令和7年度いなべ市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度いなべ市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書については別冊

認定第 5 号

令和 7 年度いなべ市水道事業会計利益の処分及び決算認定
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度いなべ市水道事業会計の利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により令和 7 年度いなべ市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

剰余金処分計算書並びに決算書及び意見書については別冊

認定第 6 号

令和 7 年度いなべ市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度いなべ市下水道事業会計の利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により令和 7 年度いなべ市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

剰余金処分計算書並びに決算書及び意見書については別冊

